

## 愛玩動物看護師法施行令案についての御意見と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>【愛玩動物の定義に含まれる動物の種類について】</b>	
<p>「愛玩動物」に含まれる動物の種類について、現在対象とされている愛玩鳥の記載では業務の遂行に妨げが生じる可能性があるかと懸念している。</p> <p>(同旨の御意見1件)</p>	<p>愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）における「愛玩動物」とは、法第2条第1項において、「獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう」こととされています。</p> <p>また、獣医師法第17条では、「飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）」とされ、獣医師法施行令（平成4年政令第273号）第2条では、政令で定める飼育動物としてオウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種が規定されています。</p> <p>本政令案では、「愛玩動物」の語義、獣医師法第17条に規定する飼育動物の飼育実態等を踏まえ、オウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種を定めることとしたものですので、御理解いただけますと幸いです。</p> <p>なお、「愛玩動物」の定義に含まれない動物についても、愛玩動物看護師は診療の補助を除くその他の業務（看護、愛護・適正飼養等）を実施することは可能です。</p> <p>また、法の施行後には、本法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果について所要の措置を講ずる予定です。</p>
<p>「愛玩動物」に含まれる動物の種類として、セキセイインコなどの「インコ科」を入れてはどうか。</p>	<p>「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について（平成4年9月1日付け4畜A第2259号農林水産省畜産局長通知）」において、獣医師法施行令第2条に規定する「オウム科全種」には、セキセイインコ、ボタンインコ等のいわゆる「インコ科」に含まれる鳥類も含まれるとお示ししています。</p> <p>当該通知を踏まえ、本政令案においても同様に「オウム科全種」にはセキセイ</p>

	<p>ンコ等を含むものと整理しております。</p>
<p>「愛玩動物」に含まれる動物の種類として、「亀」を入れてはどうか。</p>	<p>上述のとおり、法における「愛玩動物」は、獣医師法第 17 条に規定する飼育動物のうちから決定されるものです。</p> <p>御指摘の「亀」については、獣医師法第 17 条に規定する飼育動物に含まれておらず「愛玩動物」に含めることはできませんので、御理解いただけますと幸いです。</p>
<p>「愛玩動物」に含まれる動物の種類として、ウサギなどのエキゾチックアニマルを入れてはどうか。</p> <p>(同旨の御意見 1 件)</p>	<p>上述のとおり、法における「愛玩動物」は、獣医師法第 17 条に規定する飼育動物のうちから決定されるものです。</p> <p>御指摘のエキゾチックアニマルについては、獣医師法第 17 条に規定する飼育動物に含まれておらず「愛玩動物」に含めることはできませんので、御理解いただけますと幸いです。</p>
<p><b>【免許証及び証明書に係る手数料について】</b></p>	
<p>愛玩動物看護師の免許は、資格維持のために免許更新を要するの か。その際、更新費用はかからないのか。</p>	<p>愛玩動物看護師の免許は、その更新を必要としません。</p> <p>このため、更新費用も不要です。</p> <p>(本政令案の免許証及び免許証明書の再交付に係る手数料は、紛失、汚損等により再交付が必要となった際に納付していただくものです。)</p>
<p><b>【国家試験及び予備試験に係る手数料について】</b></p>	
<p>愛玩動物看護師国家試験の受験手数料の額は、他の国家試験などと比較すると高すぎるのではないかと。受験手数料の軽減の策を取っていただきたい。</p> <p>(同旨の御意見 10 件)</p>	<p>愛玩動物看護師国家試験及び愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験手数料の額は、法第 33 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）において「実費を勘案して政令で定める」とされています。</p> <p>本政令案における受験手数料の額は、試験事務を行う指定試験機関が必要とする実費を勘案して定めたもので、試験を受験しようとする方に対し、法の受益者として負担いただくものになりますので、御理解いただけますと幸いです。</p> <p>また、指定試験機関が試験を実施する国家資格に係る受験手数料の額は、例えば以下のとおり（令和 3 年 9 月 1 日現在）となっており、本政令案における受験手数料</p>

	<p>料の額が極端に高額なものとなっているわけではございません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格名</th> <th>根拠法</th> <th>受験手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛玩動物看護師</td> <td>愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）</td> <td>27,200 円</td> </tr> <tr> <td>公認心理師</td> <td>公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）</td> <td>28,700 円</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td>言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）</td> <td>34,000 円</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）</td> <td>17,600 円</td> </tr> <tr> <td>義肢装具士</td> <td>義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）</td> <td>59,800 円</td> </tr> <tr> <td>臨床工学技士</td> <td>臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）</td> <td>30,800 円</td> </tr> <tr> <td>柔道整復師</td> <td>柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）</td> <td>16,500 円</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）</td> <td>14,300 円</td> </tr> </tbody> </table>	資格名	根拠法	受験手数料の額	愛玩動物看護師	愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）	27,200 円	公認心理師	公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）	28,700 円	言語聴覚士	言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）	34,000 円	精神保健福祉士	精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）	17,600 円	義肢装具士	義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）	59,800 円	臨床工学技士	臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）	30,800 円	柔道整復師	柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）	16,500 円	歯科衛生士	歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）	14,300 円
資格名	根拠法	受験手数料の額																										
愛玩動物看護師	愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）	27,200 円																										
公認心理師	公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）	28,700 円																										
言語聴覚士	言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）	34,000 円																										
精神保健福祉士	精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）	17,600 円																										
義肢装具士	義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）	59,800 円																										
臨床工学技士	臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）	30,800 円																										
柔道整復師	柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）	16,500 円																										
歯科衛生士	歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）	14,300 円																										
<p>他の国家資格受験手数料等と比較した上で、受験手数料が適正であることを示す積算根拠を提示し、この金額に至った経緯・理由を明確に御説明いただきたい。</p>	<p>本政令案における受験手数料の額は、試験事務を行う指定試験機関が必要とする実費を勘案して定めたものであり、上述のとおり、他の国家資格と比較して極端に高額なものではございません。</p> <p>また、それぞれの試験に係る受験手数料の額は、各試験の実施事務を行うために実際に要すると見込まれる経費（人件費や物件費）の総額を、各試験の受験者数の見込みで除することで算出したものです。この算出に当たっては、試験事務を行う指定試験機関の一般財団法人 動物看護師統一認定機構と連携し、民間資格に係る試験の情報などを参考としています。</p>																											
<p>愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験手数料の額は、愛玩動物看護師国家試験の受験手数料より低額とすることが必要だと考えられる。</p>	<p>本政令案のとおり、愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験手数料の額は 14,000 円、愛玩動物看護師国家試験の手数料の額は 27,200 円とすることとしております。</p>																											
<p>指定試験機関が必要以上に収益を得ることがないような受験手数</p>	<p>上述のとおり、受験手数料の額は実費を勘案して定めることとされていることを</p>																											

<p>料とするべき。</p>	<p>踏まえ決定したものであり、国及び指定試験機関の収益を目的とするものではありません。</p> <p>なお、受験手数料の額が実費から乖離することのないよう、必要に応じて見直しを行っていく予定です。</p>
<p><b>【その他】</b></p>	
<p>愛玩動物看護師による動物虐待があった場合、免許を剥奪することを愛玩動物看護師法施行令案に入れていただきたい。</p>	<p>法第9条第1項において、愛玩動物看護師が罰金以上の刑に処されたとき、業務に関し犯罪又は不正の行為があったとき等には、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は名称の使用の停止を命ずることができることとされており、御指摘の「看護師免許の剥奪」に関する手続は、既に法律において規定されております。</p> <p>なお、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条において、動物の虐待等を行った者は、懲役又は罰金に処される旨規定されています。</p>
<p>異論ありません。</p>	<p>本政令案に御理解いただき、ありがとうございます。</p>